

高校生年代までのお子さんを
養育している方へお知らせ

令和6年10月分の手当（12月支払分）より

児童手当制度が**拡充**されます！





改正（拡充）前

< 令和6年9月手当分まで >

支給対象

中学校修了前（15歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育している方

所得制限

あり

手当月額

3歳未満	15,000円		特例給付 5,000円
3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円		
高校生年代	なし		

支給月

3回（各前月までの4ヶ月分を支払）

10月～1月分 ⇒ 2月

2月～5月分 ⇒ 6月

6月～9月分 ⇒ 10月

多子加算の算定対象

[カウント方法]

18歳到達後の最初の年度末までの児童

改正（拡充）後

< 令和6年10月手当分から >

高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育している方

なし

15,000円	第3子以降 30,000円
10,000円	
10,000円	
10,000円	

6回（偶数月）（各前月までの2ヶ月分を支払）

10・11月分 ⇒ 12月

12・1月分 ⇒ 2月

2・3月分 ⇒ 4月

4・5月分 ⇒ 6月

6・7月分 ⇒ 8月

8・9月分 ⇒ 10月

※桶川市では支給月の10日（土日祝の場合はその直前の平日）に振り込みます。

22歳到達後の最初の年度末までの子

※18歳年度末以降～22歳年度末までの子は、児童手当受給者に経済的な負担等がある場合のみ

改正のお手続きが**不要**な方

以下の①と②の両方を満たす方は原則として手続き不要です！

① 現行として児童手当・特例給付制度の受給者の方

中学生まで子を養育していて、桶川市から手当の支給を受けている

② つぎの1～3のいずれかを満たす方

1. 中学生までの子のみ養育している
2. 高校生年代まで（0歳～18歳）の子を養育していて、高校生年代の子が算定児童として認定されている
3. 大学生年代まで（0歳～22歳）の子を養育していて、子の合計人数が3人未満

みなし改定により手当額に変更がある場合は令和6年12月上旬までに額改定通知を発送します。

※すべての方に支払通知書は発送しません（令和6年10月支払分の通知で廃止）

（**お手続きが必要な方**は裏面に続く）

改正のお手続きが必要な方 ※複数該当あり	必要書類
①現行の児童手当・特例給付制度の 受給者でない方 ・中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の子を養育している方 ・所得上限限度額超過で支給対象外の方	◆児童手当認定請求書 ◇本人確認書類★ ◇マイナンバー確認書類★ ★マークのついた書類の例は、児童手当認定請求書の記入例裏面をご確認ください。 ◇請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し ◇請求者の保険証の写し
②現行の児童手当・特例給付制度の 受給者 で、算定児童として認定されていない高校生年代の子を養育している方	◆児童手当額改定請求書
③大学生年代（18～22歳）の子と高校生年代までの子の合計人数が3人以上の方 ※ 現行の児童手当・特例給付制度の受給者の方、受給者でない方いずれも必要です※	◆監護相当・生計費の負担についての確認書 ※経済的な負担等があることの確認書類を追加で求める場合があります。
◆マークのついた必要書類の様式は市からお送りいたします。 本通知に同封がない場合にはお電話にてご依頼ください。返信用封筒とあわせて送付します。 ※①と②に該当する方で、請求者と対象の子が住民票上別住所に住んでいる場合は◆別居監護申立書の提出も必要です。ご依頼の際にお申し出ください。 ◆マークのついた必要書類は市ホームページからダウンロードも可能です。 ※ご家族の状況によってその他に追加書類のご提出をお願いする場合があります。	
窓口の混雑緩和のため郵送での提出にご協力をお願いします  送付先 〒363-8501 桶川市泉1丁目3番28号 桶川市役所 子ども未来課 児童手当制度改正担当 宛 提出期限 令和6年10月18日（金）【必着】 猶予期限 令和7年 3月31日（月）【必着】 ※提出期限までに不備なく書類の提出をいただいた方のみ、最初の支給日（令和6年12月10日）に支払額を変更または新規にお支払いします。それ以降は、審査が終了した月の翌月以降のお支払いとなります。 ※本制度改正に伴うお手続きには猶予期間が設けられています。<u>猶予期限（令和7年3月31日）を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及して手当の支給や多子加算の適用はできません</u>のでご注意ください。	

【公務員の方へ】

子の養育者（生計中心者）が公務員の場合は勤務先が手続き先です。方法や時期は勤務先へお問い合わせください。

問い合わせ先

桶川市役所 子ども未来課 手当・医療係
048-788-4945（平日 9時～17時）
専用回線ではありません



詳しい内容
などは
こちらから